

<記入例>

婚姻届

令和〇年〇月〇日届出

(宛先) 三重県津市長

消すことのできるボールペンで書かないでください。

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

摩擦によって消えるインキでは書かないでください。

お問い合わせ
津市役所 市民課
229-3144 (直通)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土・日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、あらかじめ戸籍担当窓口で下調べをしておいて下さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

夫	住定年月日
妻	住定年月日

夫	甲野
妻	乙野

夫	届出時間
妻	届出時間

夫	届出理由
妻	届出理由

夫	届出通知
妻	届出通知

夫	届出使者
妻	届出使者

夫	届出氏名
妻	届出氏名

夫	届出住所
妻	届出住所

夫	届出送付
妻	届出送付

事件簿番号

(1) 氏名	夫になる人 この よし お 氏 名 甲野 義夫	妻になる人 おつ の ゆ か 氏 名 乙野 由香
生年月日	昭和 15年 1月 10日	昭和 17年 8月 20日
(2) 住所	三重県津市西丸之内 23番 1号 方書(7パート等) コーポ城持102号 世帯主の氏名 甲野 義夫	左に同じ
(3) 本籍	三重県津市一身田町中野 157番 筆頭者の氏名 甲野 太郎	三重県鈴鹿市野町 286番 筆頭者の氏名 乙野 一郎
父母及び養父母の氏名	父 甲野 太郎 続き柄 長男 母 春子	父 乙野 一郎 続き柄 二女 母 花子
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の団の氏の人かすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 三重県津市一身田町中野157番	
(5) 同居を始めたとき	平成(令和) 3年 12月 (結婚式をあげるときまたは同居を始めたときのうち早いほうを記入してください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年()年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 甲野 義夫 (甲野)	妻 乙野 由香 (乙野)

署名(※押印は任意)	津市 和夫 (津市)	津市 道子 (津市)
生年月日	昭和 38年 11月 5日	昭和 40年 4月 3日
住所	三重県津市西丸之内 23番 1号	三重県津市西丸之内 23番 1号
本籍	三重県津市西丸之内 23番	三重県津市西丸之内 23番

押印する場合
証人が夫婦の場合でも別々の印でお願いします。

証人	津市
証人	津市

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけて外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっている本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻に伴い住所を変更される方は、別に住民異動届(転入届・転居届)が必要となります。
婚姻届と同時にこれらの届を出す時は、(2)欄に新住所を記入してください。
なお、閉庁時には住民異動届は受付できませんので、開庁時にお届けください。

ご記入いただく本籍について、町名の変更や土地の分筆などにより本籍が置けない場合があります。本籍を置くことができるか、事前に本籍地を管轄する役場にご確認ください。

◎署名は必ず本人が自署してください。

連絡先	夫 000-0000-0000
	妻 000-0000-0000
	自宅・勤務先(携帯)

婚姻によって、住所や世帯主が変わるかたは、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届等)の手続が必要となりますので、ご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、「住所(2)欄」に新住所・新世帯主を記入してください。
開庁時間以外(土・日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日又は事前にお届けください。